○関東地方整備局告示第二百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
越谷市大字下間久里字前田六〇番一から宇都宮市平出工業団地二番三まで	前	Ａ　八・〇〇～九・五〇〇	八四・六二一	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ　八・〇〇～九・五〇〇	八〇・三五五	
	後	Ａ　八・〇〇～五三・一〇〇	八四・六二一	
		Ｂ　八・〇〇～五三・一〇〇	八〇・三五五	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	宇都宮市下平出町二九五四番二から同市下平出町字台内六六一番一まで	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十六日

○中部地方整備局告示第二百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日　中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　国道十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
瑞浪市土岐町字町田三一〇〇番一から恵那市長島町中野字槙ヶ根一二五一番二七まで	前	Ａ　八・〇〇～五三・一〇〇	一三・〇二六	上記Ａ、Ｂ及びＣは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｃ　一七・三四～一八・九一	一七九・〇〇	
		Ｂ　八・〇〇～五三・一〇〇	一三・〇二六	
		Ａ　一七・三四～一八・九一	一八一・九四	
	後	Ｃ　一七・三四～一七五・一八	四・六七〇	
		Ｂ　一八・九一～一七五・一八	四・六七〇	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日　中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
国道十九号	瑞浪市釜戸町字宿八七三番二から同市釜戸町字梅本九一七番一六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十七日　五時

国会事項

衆議院

答弁書受領

十一月二十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員三角創太提出埼玉高速鉄道線の延伸に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**八幡愛**提出夜行列車の振興に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**八幡愛**提出創作者主義の理念に基づく著作者の権利保護の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**八幡愛**提出ＡＩを自然言語で律することの限界に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部祐美子提出火葬場の経営・管理に関する指導監督等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部祐美子提出医療研究や医薬品研究・開発における患者参画（ＰＰＩ）に関する質問に対する答弁書

衆議院議員水沼秀幸提出介護職による医療的ケア行為の範囲拡大に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出中国の大使級総領事による我が国への脅迫とペルソナノングラータ通告に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出中国当局による学問の自由の侵害に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ）における「ホームタウン」認定に関するタンザニア及びナイジェリア政府等の公表内容に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出カウンターインテリジェンス推進のための再任用拡大に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出がん精密検査受診率向上に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出身近な地域で子どもを産める環境を守るための分娩施設維持策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出歯科健診の義務化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員尾辻かな子提出同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する再質問に対する答弁書

報告書受領

十一月二十一日内閣を経由して内閣総理大臣高市早苗、文部科学大臣松本洋平、厚生労働大臣上野賢一郎及び経済産業大臣赤澤亮正から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（革新的研究開発推進基金）に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見

又同日内閣を経由して内閣総理大臣高市早苗、総務大臣林芳正、文部科学大臣松本洋平及び経済産業大臣赤澤亮正から、次の報告書を受領した。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第二十三条第二項の規定に基づく国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和六年度宇宙戦略基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の意見

又同日内閣を経由して総務大臣林芳正から、次の報告書を受領した。

国立研究開発法人情報通信研究機構法第十五条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人情報通信研究機構令和六年度情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見

又同日内閣を経由して文部科学大臣松本洋平から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（大学発新産業創出基金事業）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見